資料２－１

京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正（骨子案）に対する意見募集等の結果について

１　パブリックコメント

（１）　意見募集の期間

令和２年９月３０日（水）から１０月２０日（火）まで

（２）　意見募集の結果

提 出 者 数：１９名・団体

提出案件数：４６件（精査中）

（３）　主な御意見

ア　温暖化対策条例

【全体】

- ○ 2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを明記されたことや、2030 年までに 40%以上削減することを規定されたことを評価。
- ○ グリーン・リカバリーの概念に沿った政策を求める。
- ○ 目標達成のためには、「オール京都」の一大ムーブメントが必要であるため、強い呼びかけが必要。

【特定事業者排出量報告書制度】

- ○ 目標達成に向け技術面、資金面等のサポートが必要。
- ○ 特定事業者対し、SCOPE3 の実施や目標設定を求めることとし、段階的に報告書制度に組み込んではどうか。

【電気事業者等の普及促進に係る施策】

- ○ 充電スタンドの拡充やＥＶ優先駐車場の設置など、普及に向けた取組の推進を。

【物流の効率化に係る施策】

- ○ 再配達削減を進めるには、送り手側・受取側の双方で再配達を発生させないための工夫が必要。

【建築物に係る施策】

- ○ 府内産木材の利用範囲の拡大を評価。使用義務量の引上げも検討してはどうか。
- ○ 府が率先して公共施設の木造化、木質化に取り組むべき。

【その他】

- ○ 気候変動対策には府民や企業の協力が不可欠であり、啓発が必要。
- ○ 家庭部門への対策を強化してはどうか。
- ○ 環境保全団体の役割を明記してはどうか。

イ　再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

○ 特定建築物の再エネ導義務量について、延床面積ではなく、建築面積を基準にすべき（屋根の面積の 1/3 程度等）ではないか。

○ 中小企業等の再エネ設備導入計画認定基準に「災害時等に再エネ施設等の電気を一般の利用に供するものであること」を追加することは評価。併せて、府民への公表施策等を検討されたい。

○ 特定事業者の再エネ導入状況報告書制度に罰則規定を設けるべきではないか。

○ 今後、風力発電の重要性が増してくるため、風力発電の環境アセスや検討に対する支援制度を創設願いたい。

２　市町村意見照会

（１）　意見提出数

１件

（２）　内容

市町村の「太陽光発電設備設置規制に関する条例」に基づく太陽光発電設備の設置禁止規定等と「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づく特定建築物又は準特定建築物に対する再エネ設備の導入義務で矛盾が生じないよう配慮されたい。

３　府民向け説明会（来場及びウェブ同時配信）

（１）開催概要

＜京都会場＞　日時：10 月 13 日（火）14:00～15:30（キャンパスプラザ京都）
　　　　　　　参加者数：（来場）18 名　（web）26 件

＜綾部会場＞　日時：10 月 14 日（水）14:00～15:30　（綾部市Ｉ・Ｔビル）
　　　　　　　参加者数：（来場）15 名　（web）26 件

※上記のほか、市町村説明会を実施するとともに、経済団体・各業界等に対する説明会（約 20 回）実施。

（２）主な質問・意見等

○ 条例改正に係る温室効果ガス削減目標に関して、1990 年度を基準にしていたものを 2013 年度に変更するのは妥当か。

○ コロナの影響で特定事業者の温室効果ガス排出量削減計画制度における令和 2～4 年度の第四計画期間に関しては CO2 排出量が減少した企業が多くあると思うが、第四計画期間のデータを基に令和５年度からの第五計画期間 4%を目標に掲げられると大変厳しい企業が多く出ると思う。その辺の救済措置等、第五計画期間に向けて検討してほしい。

○　再エネ設備の導入義務制度など建築物の施策について、違反者に対する罰則等は設けられているのか。

○　再生可能エネルギーはコスト面からすると高い傾向にある。コロナの影響もあり、火力発電等の電力会社の方がコスト的に安いため、そのような電力会社を選ぶ企業も多いと思うが、企業への補助等は考えているのか。